

鋸南町都市交流施設（幼稚園）遊具設置工事プロポーザル募集要項

1 工事の目的

廃校の学び舎を改修した鋸南町都市交流施設・「道の駅」保田小学校は、都市と農村の交流拠点として年間約90万人が来訪し、大いににぎわいを見せている。

このようななかで、令和5年10月には、子どもを中心に楽しめる広場やキッズスペースなどを含む施設の拡張を行ったところであるが、利用者からは屋外のみまもり広場に遊具の増設を求める声が多く寄せられている。

本工事では、既存遊具を考慮した上で、より子どもたちが楽しめる広場として魅力向上を図るため、多様な視点から検討を行い、遊具の設置を行うものである。

2 工事の概要

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 工事名 | 鋸南町都市交流施設（幼稚園）遊具設置工事 |
| (2) 業務の内容 | 遊具設置に係る設計、遊具制作、設置工事 一式 |
| (3) 工事場所 | 鋸南町都市交流施設（安房郡鋸南町保田755番地） |
| (4) 履行期間 | 契約締結の翌日から令和8年2月27日（金）まで |
| (5) 工事の仕様 | 別紙1「発注者の要求水準書」のとおり |
| (6) 提案上限額 | 17,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由及びプロポーザル方式の方法

受託候補者の選定にあたっては、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から幅広い提案を募集し、工事の目的を達成するための必要な専門性、技術力及び企画力を有し、優れた提案を行う事業者を特定することが可能であるプロポーザル方式を採用する。

また、多くの参加者から提案を受け、よりよい事業者を特定するため、プロポーザル方式の方法は公募型とする。

4 参加資格

本工事に係るプロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 本公募開始日において、令和7年度鋸南町競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。登録工種については、とび・土工・コンクリート工事とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本公募開始日から企画提案書の提出期限までに、国及び地方公共団体から指名停止若しくは指名保留を受けていないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は本公募開始日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 本公募開始日において法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

5 日程

項目	日程
(1) 募集要項の公表	令和7年 5月 7日 (水)
(2) 質問受付	令和7年 5月 7日 (水) から 令和7年 5月 14日 (水) まで
(3) 質問回答期限	令和7年 5月 16日 (金)
(4) 参加申込書提出期限	令和7年 5月 23日 (金)
(5) 参加資格審査結果通知	令和7年 5月 30日 (金)
(6) 企画提案書等提出期限	令和7年 6月 9日 (月)
(7) プレゼンテーション審査	令和7年 6月 16日 (月)
(8) 審査結果通知	令和7年 6月 20日 (金)
(9) 契約締結	令和7年 6月下旬

※ただし、各実施日について、事務上の都合により変更できるものとする。

6 質問書の受付及び回答

(1) 質問

①受付期間

令和7年5月7日（水）から令和7年5月14日（水）まで

②受付方法

質問書（様式3）に質問事項を記載の上、電子メールにより送信すること。ただし、応募状況等、公正な審査選考を妨げる内容は受け付けない。

鋸南町地域振興課まちづくり推進室

メールアドレス machidukuri@town.kyonan.chiba.jp

受信確認のため、送信後に必ず電話連絡を行うこと。

(2) 質問への回答

質問に対する回答は、全てを取りまとめた上で、一括して令和7年5月16日（金）までに鋸南町ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、本募集要項及び要求水準書の追加又は修正とみなす。

7 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和7年 5月 23日 (金) 午後5時 (必着)

(土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から午後5時まで)

(2) 提出場所

〒299-2192 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458

鋸南町地域振興課まちづくり推進室

- (3) 提出方法
直接持参又は郵送
- (4) 提出書類
①参加申込書（様式1）
②会社概要（様式任意、パンフレット等でも可）
- (5) 提出部数
1部
- (6) 参加資格審査結果の通知
参加資格確認終了後、令和7年5月30日（金）までに参加申込書記載の電子メールアドレス宛に送付する。

8 企画提案書の提出

- (1) 提出期限
令和7年6月9日（月）午後5時（必着）
（土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から午後5時まで）
- (2) 提出場所
〒299-2192 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458
鋸南町地域振興課まちづくり推進室
- (3) 提出方法
直接持参又は郵送
- (4) 提出書類
①企画提案書表紙（様式2）
②提案目的物の概要図（完成予想イラストA3サイズ）
・完成予想イラストは誇大な表現を避け、より現実に近い表現とすること。
③製品の概略寸法、材質が判る三面図（平面、立面、側面図）
・三面図は、遊具の高さ等の規格を提案目的物全てについて明示すること。
・図面はA3判片面印刷とし、A4サイズに製本して提出すること。
④工事費内訳書（様式任意）
・工事費及び内訳が判る程度とする。また、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、工事費には消費税額を加算すること。
・別途参考資料として、完成後15年間にかかる維持管理費用の説明資料（様式任意）を提出すること。
⑤計画工程表（様式任意）
・設計～製造～施工を記載すること。
・A3片面印刷とし、A4サイズに製本して提出すること。
- (5) 提出部数
8部（正本1部・副本7部）、電子データ
- (6) 提案にあたっての留意事項
①提出後における提案書の差替え、追加等は不可とする。
②提出された書類は返却しない。
③提出された書類は公表する場合がある。ただし、町と提案者との協議において、公表されることにより提案者の権利が著しく侵害されると認められる内容を除くものとする。

- ④提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、町は本業務の範囲において公表する場合、その他町が必要と認める場合、提案書を無償で使用できるものとする。また提案書に含まれる第三者の著作物について公表などの使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくこととする。
- ⑤使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

9 選定方法

鋸南町都市交流施設遊具設置工事プロポーザル選定委員会において、提案者から提出された企画提案書等の各種書類及びプレゼンテーションにより評価する。また、評価方法は、次の選定基準に基づき評価する。

なお、プレゼンテーション審査の実施日や時間等の詳細については、後日提案者に通知する。また、応募多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類選考を行う場合がある。

(1) 選定基準

審査は、別紙2「提案書評価基準」に基づき評価し、採点するものとする。

(2) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

評価点数が60点を超える者の中から最も評価の高い提案者を優先交渉権者として選定する。次に評価の高い提案者を次点交渉権者として選定する。なお、提案者が1者の場合は、評価点数が60点を超える者を優先交渉権者として選定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、全ての提案者に対し、書面で通知するとともに、優先交渉権者及び次点交渉権者を鋸南町ホームページにて公表する。

なお、選定結果に対する異議申し立ては認めない。

10 契約

- (1) 優先交渉権者との協議が整い次第、速やかに工事請負契約を締結する。なお、提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、協議に基づき変更をすることがある。
- (2) 優先交渉権者との協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者を新たな優先交渉権者とする。

11 その他

(1) 失格

以下の事項に該当する場合は、失格とする。

- ①本プロポーザルの期間中に「4. 参加資格」に規定する参加資格を失った場合
- ②「2- (6) 提案上限額」に規定する提案上限額を超える見積書を提出した場合
- ③提出した書類等に虚偽の内容が記載されていると判断した場合
- ④著しく信義に反する行為を起こした場合
- ⑤審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥その他選定委員会が不適格と認めた場合

(2) 全般的な留意事項

- ①本プロポーザルに関する経費は、全て提案者の負担とする。
- ②選定のため必要と認める場合に限り、追加書類の提出を求める場合がある。
- ③本プロポーザルに参加する者は、優先交渉権者の選定後において、本募集要項及び要求

水準書、募集関係書類の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

④提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止等の措置を行うことがあります。

(3) 問合せ先

〒299-2192 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458

鋸南町地域振興課まちづくり推進室

電話番号 0470-55-1560

FAX番号 0470-55-0421

E-mail machidukuri@town.kyonan.chiba.jp